

今からでも知ろう

# 市民税・府民税

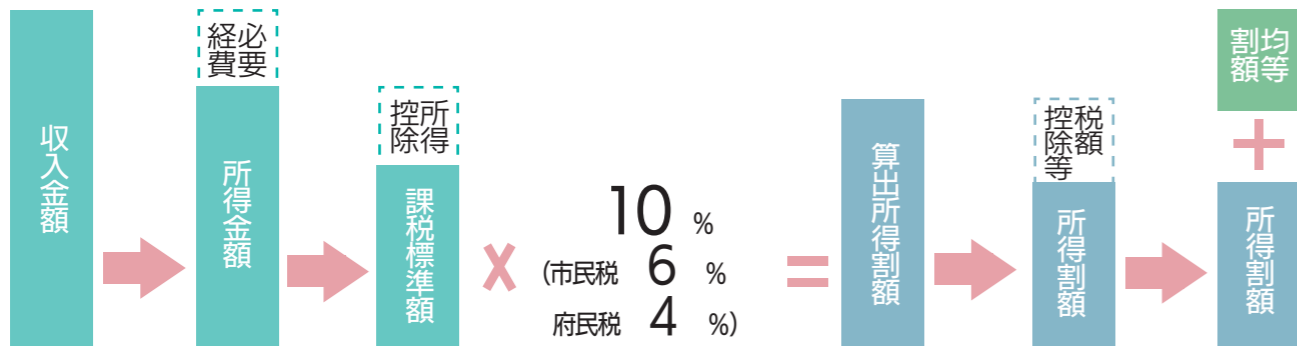
～国の税制改正により市民税・府民税が改正されます～

毎年6月から、課税される年の1月1日現在の住所地で、前年の所得をもとに計算された市民税・府民税が課税されます。一定以上の所得がある全ての人に均等にご負担いた

だく「均等割」と、所得に応じてご負担いただく「所得割」がありますが、国の税制改正で令和3年度以降「所得割」の計算方法が改正されます。

【問い合わせ先】 税務課 ☎66・1026

## 市民税・府民税の計算方法



## 主な改正内容

### 給与所得控除 10万円引き下げ

一律10万円引き下げられます。給与収入金額が850万円超なら控除の上限が195万円となります。

### 基礎控除が10万円引き上げ

合計所得金額が2,400万円を超えると段階的に減額、2,500万円を超えると控除はありません。

合計所得金額	基礎控除額		単位 :円
	改正後	改正前	
2,400万以下	43万	33万	
2,400万超2,450万以下	29万		
2,450万超2,500万以下	15万		
2,500万超	0		

### 公的年金等控除 10万円引き下げ

一律10万円引き下げられます。公的年金等収入金額が1,000万円超なら控除額に195万5,000円の上限が設けられます。また、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合はその合計所得によりさらに控除額が引き下げられます。

### 所得要件など

要件など	改正後	改正前	単位: 円
同一生計配偶者・扶養親族の所得金額	合計所得金額 48万以下	38万以下	
配偶者特別控除の所得金額	合計所得金額 48万超133万以下	38万超123万以下	
勤労学生控除の所得金額	合計所得金額 75万以下	65万以下	
障害者・未成年者・寡婦(夫)の非課税基準所得額	合計所得金額 135万以下	125万以下	
家内労働者等の所得計算の特例	必要経費最低保証額 55万	65万	
市民税・府民税の均等割の非課税基準所得額	28万×(本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計数) +10万+同一生計配偶者、扶養親族がいる場合16万8千	10万なし	
市民税・府民税の所得割の非課税基準所得額	35万×(本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計数) +10万+同一生計配偶者、扶養親族がいる場合32万	10万なし	

### 所得金額調整控除創設

- ①本人が特別障害者
  - ◇23歳未満の扶養親族がいる
  - ◇特別障害者の同一生計配偶者・扶養親族がいる

のいずれかに該当し給与収入が850万超の人は(給与収入(上限1,000万)-850万)×10%を給与所得金額から控除。

②給与所得控除後の給与所得と公的年金等に係る雑所得がどちらもあり、合計が10万超なら給与所得金額(上限10万)+公的年金等に係る雑所得(上限10万)-10万を給与所得金額から控除。

※①②両方あてはまれば①→②の順で控除。

### ひとり親控除創設

次の全ての条件を満たすひとり親は婚姻歴の有無や性別に関わらず30万を控除  
 ◇総所得金額等48万以下の生計を一にする子がいる  
 ◇本人の前年の合計所得が500万以下  
 ◇住民票に「未届の夫(妻)」がない

### 寡婦(夫)控除の一部見直し

- ◇「ひとり親」以外の寡婦
- ◇本人の前年の合計所得が500万以下
- ◇控除額26万
- ◇住民票に「未届の夫(妻)」がいれば対象外に

ひとり親か寡婦の要件を満たし、合計所得135万以下なら、市民税・府民税が非課税に。

## 市議会 9月定例会

### 27 議案を可決・認定・承認

市議会の9月定例会が9月2日に開会。令和2年度補正予算や令和元年度決算、条例など市長提案の27議案を審議。原案どおり可決・認定・承認し、10月6日に閉会しました。主な内容は、次のとおり。

#### 補正予算 《一般会計》

- ◆第6号…6億7,469万円の増額
  - ◆第7号…1億8,392万円の増額
- この結果、予算総額は歳入・歳出いずれも453億8,762万円となりました。
- 《特別会計》
- ◆病院事業会計(第2号)…565万円の増額
  - この結果、予算総額は、10億7,681万円となりました。
  - ◆国民健康保険事業会計(第2号)…5,399万円の増額
  - この結果、予算総額は、79億3,811万円となりました。
  - ◆介護保険事業会計(第1号)…3,646万円の増額

この結果、予算総額は、84億9,725万円となりました。

#### 条例

- ◆舞鶴市職員の欠限に関する条例の一部改正
- ◆舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- ◆舞鶴市都市公園条例の一部改正
- ◆舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正
- ◆舞鶴市印鑑条例の一部改正
- ◆舞鶴市文化施設条例の一部改正
- ◆舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正
- ◆舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
- ◆その他
- ◆林道での落石による自動車損傷事故に係る損害賠償の額の確定に係る専決処分「GIGAスクール構想」に伴うタブレット端末等一式及びタブレット端末未用充電保管庫一式の取得
- ◆安岡地区の市道路線の変更
- ◆京都府中・北部地域消防指令事務協議会の設置

#### 詳細情報を公開中

市議会定例会に関する資料・情報は、市政情報コーナー(市役所本庁1階)で公開しているほか、市ホームページでも閲覧できます(下記コードからアクセス可)。



## 市議会12月定例会 (予定)

市議会12月定例会の日程は右表のとおり。  
 ▶詳しくは、議会事務局 ☎66・1060へ。  
 インターネットで議会議中継を視聴できます。  
 詳しくは

※日程は変更になることがあります。  
 ※一般質問が9日に終了する場合は、10日の本会議は開催されません。

日時	内容	場所
11月26日(木)10時から	本会議(提案説明)	市議会議場
12月8日(火)10時から	本会議(一般質問)	
9日(水)10時から	本会議(一般質問、議案質疑)	
10日(木)10時から	(本会議(一般質問、議案質疑)予備日)	議員協議会室
14日(月)9時から	福祉健康	
14日(月)13時30分から	市民文教	
15日(火)9時から	産業建設	
15日(火)13時30分から	総務消防	
21日(月)9時から	予算決算委員会	市議会議場
25日(金)10時から	本会議(委員長報告、討論、採決)	



まいづる  
花図鑑  
vol.167

マユミ(ニシキギ科)

山地の落葉樹林の下などに生える落葉低木だが、まれに高木となることもある。樹皮は灰褐色で、枝に白い筋が入るものが多い。葉は対生し、長さ5～15センチの楕円形で両面とも無毛。縁に細かい鋸歯がある。初夏、葉腋から花柄が伸び、淡緑色の小さな4弁花が集まって付く。果実は、ほぼ四角形で淡紅色。熟すると4裂して赤い種子が現れ、落葉した晩秋の林でよく目立つ。

名前の由来は、昔、よくしなるこの木を使って弓を作ったことから。雌雄異株(雌花と雄花がそれぞれ別の株に付くもの)。

【協力】 瓜生勝朗/文化財保護審議会委員(植物分野)